

令和2年2月12日開催
調査

総務教育常任委員会資料

調査事件10 福島町地域防災計画の見直しについて

総務課

調査事件 10 福島町地域防災計画の見直しについて

1. 福島町地域防災計画の策定経過について

町では、昭和56年に福島町地域防災計画を策定後、平成3年、平成12年に状況に即応しながら逐次改訂を行ってきたところであります。

平成23年3月に発生した東日本大震災や全国各地での大規模な土砂災害発生等を受けて、平成27年に防災組織、災害予防計画及び地震・津波災害対策計画などを重点に、防災計画の見直しを行っております。

近年、東日本大震災以来、地球温暖化による気象変化の影響と思われる大規模災害が毎年のように発生し、特に昨年は台風15号・19号並びにその後の大雨による豪雨災害など広域的な被害が発生しております。

町では、このような状況から、この度防災計画に新たに津波浸水水位等のデータを反映させるとともに、国の防災基本計画や北海道地域防災計画の改訂との整合性を図り、既存計画の文言整理と併せ、令和2年度において地域防災計画を改訂するものであります。

なお、福島町地域防災計画の改訂と併せて、防災マップの改訂版を作成し、令和2年2月末に全世帯への配布を予定しております。

2. 改訂項目について

(1) 新たに追加・修正した項目等について

新設する節等	新設・追加内容（節の新設）
第5章第1節外	①北海道地域防災計画に準拠し、北海道における過去の地震及び津波の発生状況を加えるなど、これまで1～4節構成を、1～8節構成とする。また、日本海側を震源とする地震による津波の影響に関する部分の追加。
第7章第9節	②大規模停電対策計画の追加

(2) 現行制度・体制に則した項目の修正等

修正該当章・節	追加・修正等内容（主な修正項目等）
第1章第5節	①構成機関等の防災上処理すべき事務または業務の追加（海上災害時における自衛隊災害派遣）
第1章第6節	②町民の責務及び平常時の備え等の修正（平常時の備えと災害時の対策等）
第1章第7節	③位置及び面積の修正（福島町の面積の修正）
第2章第2節外	④現組織機構に対応した災害対策本部体制や対応する班の修正（機構再編等による課名等の修正）

第2章第2節	⑤災害対策本部事務分掌 (各対策班における分掌事務の追加修正)
第2章第4節	⑥特別警報、警報及び注意報の種類、発表基準の追加 (特別警報の発表方法の追加等)
第2章第4節	⑦気象情報の追加 (防災気象情報と警戒レベルの追加)
第3章第1節	⑧普及・啓発に係る文言を追加 (防災教育にかかる項目の追加等)
第3章第2節	⑨防災訓練の種類と実施方法に個別訓練を追加 (町内会等を特定した訓練項目の追加)
第3章第3節	⑩整備計画の新規追加 (重要警戒区域の災害異常現象時の対応追加)
第3章第6節	⑪路線緊急順位及び雪捨場の項目を追加 (大雪による道路交通確保の除雪順位の追加)
第3章第12節	⑫防災資機材等の追加 (非常用発電機の整備等の追加)
第3章第13節	⑬指定緊急避難場所の確保や福祉避難所の確保及び 管理等の項目を追加 (避難所の確保等に関する項目の追加)
第3章第15節	⑭避難行動要支援者対策の避難行動要支援者名簿の作成 に係る文言の追加 (避難者名簿等の運用に関する項目追加)
第3章第17節	⑮寒冷対策の推進に資機材の設置を追加 (暖房設備の電力確保にガス式発電機の活用追加)
第4章第6節	⑯指定緊急避難場所等の項目を追加 (指定緊急避難場所に関する項目の追加)
第4章第6節	⑰避難所の生活環境確保の文言を追加 (避難所での良好な生活環境継続等の項目追加)
第4章第6節	⑱避難勧告の指示基準全面見直し (警報レベルの発表基準変更に伴う指示基準の追加)
第4章第15節	⑲エルピーガスの調達を追加 (石油燃料のほかにエルピーガスの関連項目追加)
第4章第17節	⑳電力供給会社との情報共有を追加 (電力設備被害時の連絡体制と情報共有を追加)
第4章第21節	㉑家庭動物の同行避難項目を追加 (ペットと同時避難する場合の項目追加)

3. 改訂部分の主なもの

(1) 新たに追加・修正した項目（節の新設等）

① 第5章 地震・津波災害対策計画関連（第1節～第8節の追加・修正）

第1節 目的

（文言整理 ～ ページ番号：5－1）

※ 災害対策基本法及び北海道地域防災計画に基づいた文言整理による修正。

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定及び北海道地域防災計画に基づき、町における地震・津波災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画推進に当たっての基本となる事項

（節の新設～ページ番号：5－1）

※ 北海道防災対策基本条例を踏まえた、基本となる事項の追加。

第3節 計画の基本方針

（節の新設～ページ番号：5－2）

※ 北海道地域防災計画に準拠した基本方針の追加

この計画は、町及び道並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等（以下「防災関係機関」という。）の実施責任を明確にするとともに、地震防災対策を推すための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については防災関係機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとし、毎年検討を加え、必要に応じ修正を行うものとする。

第4節 北海道における地震・津波の発生状況

（節の新設～ページ番号：5－4）

※ 北海道の過去における大規模な地震や津波の発生状況を追加。

北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）によると北海道で記録が残っている被害地震は、1611年（慶長16年）慶長三陸地震以来、約400年間に100回以上発生しており、1945年（昭和20年）以降においても、1952年（昭和2

7年)及び1968年(昭和43年)十勝沖地震、1960年(昭和35年)チリ地震津波、1973年(昭和48年)6月17日根室半島南東沖地震、1982年(昭和57年)3月21日浦河沖地震、1983年(昭和58年)5月26日の日本海中部地震、1993年(平成5年)1月15日釧路沖地震、同年7月12日北海道南西沖地震、1994年(平成6年)10月4日北海道東方沖地震、2003年(平成15年)9月26日十勝沖地震と大きな被害を及ぼした大地震(津波)が発生している。特に1993年(平成5年)北海道南西沖地震では、大津波と火災により死者201名、行方不明者28名という大惨事となった。

また、2018年(平成30年)北海道胆振東部地震で最大震度7を記録し、死者43名の被害と、道内全域約295万戸停電(ブラックアウト)が発生した。

第5節 被害想定

(文言整理及び追加 ~ ページ番号: 5-5)

※ 北海道地域防災計画に準拠した文言整理と、日本海側を震源とする地震による津波の影響に関する部分の追加。

(④の追加 ~ ページ番号: 5-11)

◇ 北海道では、平成28年に日本海沿岸の津波浸水想定を見直しておりましたが、当町は太平洋側との位置づけであり公表された津波浸水予定図には入っておりませんが、見直し時に行われた調査では函館市までの浸水予想も含まれており、そのデータを参考に当町でも津波浸水想定図の見直しを行っております。

④ 日本海沿岸の津波浸水予測図の見直し

北海道日本海沿岸に影響を及ぼす津波の浸水予測については、平成22年3月に設定しているが、「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」を踏まえ、津波堆積物調査など科学的根拠に基づき、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定することとし、津波浸水予測図の点検・見直しを進めてきた。

見直しにあたっては、北海道立総合研究機構地質研究所が平成24年度から25年度に実施した津波堆積物調査の結果を踏まえ、国が公表した津波断層モデルを基本としながらも、道として「平成5年(1993年)北海道南西沖地震」による津波の経験等を踏まえた視点を加えた上で津波断層モデルを設定し、平成28年度に日本海沿岸の津波浸水予測図を見直した。

当町は太平洋側との位置づけであり公表された津波浸水予測図には入っていないが、見直し時に行われた調査では函館市までの浸水予想も含まれており、そのデータを参考に当町でも津波浸水予測図の見直しを行い、防災マップに反映する。

第6節 災害予防計画

(文言整理 ~ ページ番号 : 5 - 1 2)

※ 北海道地域防災計画に準拠し、これまでの地震に強いまちづくりのほか
に家庭や職場における措置等の項目追加。

地震及び津波による災害発生及び拡大の防止を図るため、第3章「災害予防計画」の定めるところにより実施し、災害予防対策の推進を図るものとする。

基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、町内における地震（津波）災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的、かつ、計画的な推進を図り、もって町民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。

- 1 家庭における措置
- 2 職場における措置
- 3 街など屋外でとるべき措置
- 4 運転者のとるべき措置
- 5 津波に対する心得
- 6 地震に強いまちづくり
- 7 予防対策の推進

第7節 災害応急対策計画

(文言整理 ~ ページ番号 : 5 - 1 9)

※ 北海道地域防災計画に準拠した文言整理。
(特別警報などを、別項目で新設したことによる項目削除)

※ 北海道地域防災計画と気象庁 HP に準拠した情報伝達計画の新設。

地震、津波情報を迅速かつ的確に伝達するための計画は、次のとおりである。

1 緊急地震速報

(1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、震度が6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では、強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

(2) 緊急地震速報の伝達

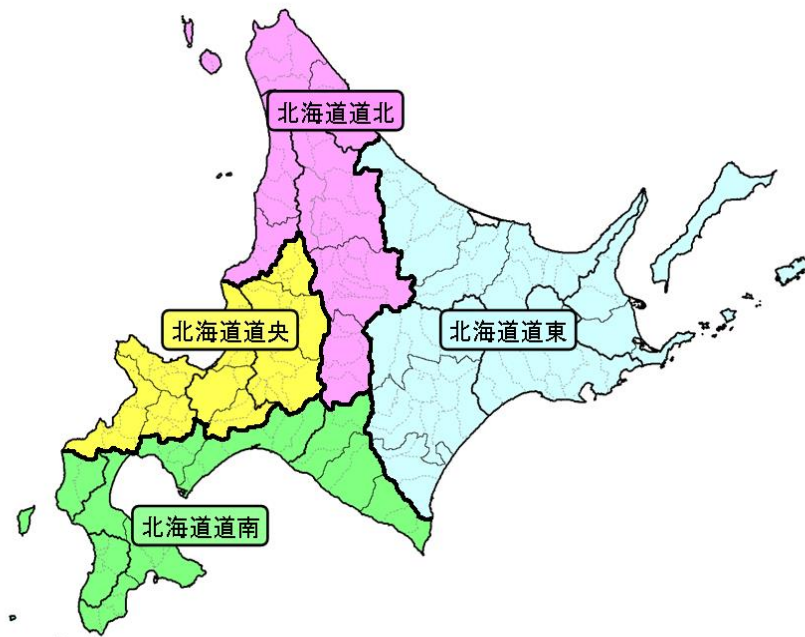
緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため気象庁が発表し、日本放送協会（NHK）に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。

また、放送事業者通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く伝達されている。

気象庁が発表した緊急地震速報、地震情報、津波警報等は、消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等に伝達される。

地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）等を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

地震動予報及び警報（緊急地震速報）の発表区分



※ 道内4地域全てを対象に発表する場合は、「北海道」として発表される。

2 津波警報等の種類及び内容

(1) 津波警報等の種類

大津波警報（特別警報）及び津波警報：該当する津波予報区において、津波による重大な災害のおそれが著しく大きい場合に大津波警報を、津波による重大な災害のおそれがある場合に津波警報を発表する。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

(2) 津波注意報：該当する津波予報区において、津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

(3) 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるときに発表する。

3 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模マグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。

その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度

よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

・津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

・津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合は、以下の内容を津波予報で発表する。



② 第7章 事故災害対策計画関連
(第9節 大規模停電対策計画) …… 節の新設

第9節 大規模停電対策計画 (節の新設 ~ ページ番号：7-31)

町内において、突発的に発生した停電事故により、多数の住民の生活に支障をきたす事故が発生した場合（以下「停電事故」という。）に、発生の原因と施設等の復旧、救助・救出活動、医療活動を実施するため、関係機関がとる対策については、本計画の定めるところによる。

1 情報連絡体制の整備

町および関係機関は、大規模な停電事故が発生した場合に、被害の拡大等を防止し、安全確保を図るため、円滑かつ的確な応急対策が行えるように緊急時の情報集収、連絡体制の整備に努め、別表1「情報通信連絡系統図」により実施するものとする。

2 施設機材等の整備

- (1) 町及び関係機関は、停電事故が発生した場合に、的確な応急活動が実施できるよう資機材及び電源確保に努めるものとする。
- (2) 町は、特に厳冬期の避難場所運営のために必要な暖房器具や非常用電源及び燃料の確保に努めるものとする。
- (3) 町は、停電時における災害対策本部機能の確保に努めるものとする。

3 北海道電力株式会社の措置

北海道電力は停電事故の発生に備え第4章第17節「電力施設対策計画」に定めるところにより災害応急対策を実施する。

4 住民および事業所等への啓発

町は、住民特に停電事故が発生した場合において、経済的に著しい被害が予想される農業・漁業・商工業の事業所等に対し、停電の備え等を行うよう啓発するものとする。

5 災害広報

災害応急対策の実施にあたり正確な情報を提供することにより混乱の防止を図るため地域住民等に対して行う災害広報は、第4章第4節「災害広報計画」の定めるところによる。

6 応急活動体制

防災関係機関は、事前に停電事故に関する情報提供を受けた場合、停電事故に備えた配備体制をとるとともに、停電による被害の発生を防ぐため、次により応急対

策に努めるものとする。

(1) 町は、長期にわたり停電が予想される場合には、次のような住民避難対策を行うものとする。

ア 電源、暖房、毛布、食料などを整えた避難所の開設および食料や燃料の補充体制の確保

イ 防災行政無線等による住民への避難施設情報等の周知

ウ 町内会、自主防災組織等の協力も得ながら、高齢者などの避難行動要配慮者を含む在宅者に対する声かけ

エ 避難者の健康管理に配慮した保健師などによる巡回

オ 道に対し、必要に応じて備蓄資機材の貸与、民間資機材の調達、広域応援の調整、自衛隊の災害派遣などの応援要請

(2) 福島消防署は次のような対策を行うものとする。

ア 消防車等を活用した警戒パトロール

イ 停電地区での通電火災の注意喚起

ウ エレベーターの閉じ込め事故に対し施設管理者、保守業者等と連携した救助

(3) 松前警察署は、次のような対策を行うものとする。

ア 信号機停止時の交通整理、必要に応じ、通行の禁止や規制措置の実施

イ 防犯対策のための警戒活動

(4) 道路管理者は、次のような対策を行うものとする。

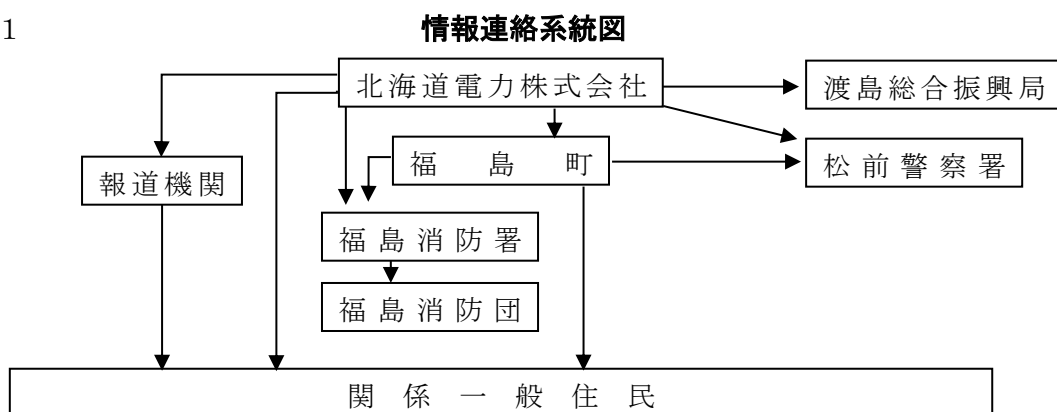
ア 信号機や街路灯の滅灯に伴う安全確保の実施

イ 道路管理者間で道路情報の共有を行い、道路通行の確保に努める

7 自衛隊派遣要請

停電事故発生時における自衛隊派遣要請については、第5章第31節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより実施する。

別表1



(2) 現行制度・体制に則した項目の修正等

① 第2章 防災組織関連 (第4節 気象警報等の伝達計画)

※ これまで発令されていた「警戒情報」が、平成30年7月豪雨による水害と土砂災害からの教訓をもとに大幅に見直しされたことに伴い、「防災気象情報と警戒レベル」を新たに追加しております。

(ケの追加 ~ ページ番号 : 2 - 24)

ケ 防災気象情報と警戒レベル

警戒レベル	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)		
	洪水に関する情報		土砂災害に関する情報
	水位情報がある場合	水位情報がない場合	
警戒レベル 5	氾濫発生情報	(大雨特別警報(浸水害)) ※3	(大雨特別警報(土砂災害)) ※3
警戒レベル 4	氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布(非常に危険)	・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険) ・土砂災害に関するメッシュ情報(極めて危険) ※4
警戒レベル 3	氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布(警戒)	・大雨警報(土砂災害) ・土砂災害に関するメッシュ情報(警戒)
警戒レベル 2	氾濫注意情報	・洪水警報の危険度分布(注意)	・土砂災害に関するメッシュ情報(注意)
警戒レベル 1			

※3 大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報〔洪水〕や警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕として運用する。ただし、市町村長は警戒レベル5の災害発生情報の発令基準としては用いない。

※4 「極めて危険」については、現行では避難指示(緊急)の発令を判断するための情報であるが、今後、技術的な改善を進めた段階で、警戒レベルへの位置付けを改めて検討する。

4. 福島町地域防災計画（修正素案）の構成について

第1章 総則（7節構成）

目的、計画の構成、用語、計画の修正、
防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱
町民及び事業所の基本的責務、福島町の地勢と災害の概要

第2章 防災組織（4節構成）

防災会議、災害対策本部、住民組織等の活用、気象警報等の伝達

第3章 災害予防計画（18節構成）

防災思想普及・啓発、防災訓練、重要警戒区域及び整備、水害予防、
風害予防、雪害予防、融雪災害予防、高波・高潮災害予防、土砂災害
予防、建築物災害予防、消防、食料の調達・確保及び防災資機材等の
整備、避難体制整備、相互応援体制整備、避難行動要支援者等の要配
慮者に関する計画、自主防災組織指導育成、積雪・寒冷対策、町民の
心構え

第4章 災害応急対策計画（38節構成）

災害通信、災害情報等の収集及び伝達、動員、災害広報、応急措置実
施、避難対策、救助救出、災害警備、交通応急対策、輸送、水防、食
料供給、給水、上水道施設対策、石油類燃料供給、衣料・生活必需品等物資供
給、電力施設対策、医療救護、防疫、廃棄物処理等、家庭動物等対策、文教対
策、住宅対策、被災宅地安全対策、行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに
埋葬、障害物除去、応急土木対策、応急飼料、労務供給、ヘリコプター要請活
用、自衛隊災害派遣要請及び派遣活動・広域応援、職員応援派遣、ボランティア
との連携、災害義援金募集（配分）、災害応急金融、災害救助法の適用と実施、
罹災証明の発行

第5章 地震・津波災害対策計画（8節構成）

目的、計画推進に当たっての基本となる事項、計画の基本方針、北海道における
地震津波の発生状況、被害想定、災害予防、災害応急対策、地震津波の伝達

第6章 火山噴火災害対策計画（5節構成）

基本方針、火山の概況、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧

第7章 事故災害対策計画（9節構成）

海上災害対策、流出油対策、航空災害対策、道路災害対策、危険物等
災害対策、大規模な火事災害対策、林野火災対策、青函トンネル災害
対策、大規模停電対策

第8章 災害復旧対策計画（1節構成）